

(公印・契印省略)

総政企第 265 号

令和 5 年 10 月 27 日

統計委員会委員長

椿 広 計 殿

総務大臣

鈴木 淳 司

諮問第 179 号

サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認について（諮問）

標記について、別紙の理由により指定するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

併せて、令和 5 年 9 月 4 日付け総統経第 125 号により総務大臣から別添「基幹統計調査の実施について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(別紙)

サービス産業動態統計の指定理由

- 1 一国経済に占めるサービス分野の重要度が増す中、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査や経済構造実態調査（いずれも基幹統計調査）の創設による産業横断的な構造統計の整備が行われた結果、毎年のサービス産業の生産活動の実態が、これらの基幹統計調査で詳細に把握されることとなり、サービス分野の統計整備が大きく進展した。
一方、サービス産業を対象とした動態統計の整備については、製造業と異なり、月次の基幹統計は整備されていないなど、道半ばの段階とも言える。また、サービス産業動向調査（総務省所管の一般統計調査）等について、四半期別GDP速報（以下「QE」という。）の改善や景気動向の把握の観点から、結果精度の向上や一層の公表早期化等が求められており、各種要望への的確な対応が必要である。
- 2 以上を踏まえ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）においては、「事業活動が多岐にわたり、その変化も激しいサービス産業の実情を踏まえ、その動向を継続的かつ適切に把握するための調査手法を確立するとともに、引き続き、サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備に向けた検討に着手するとともに、引き続き、GDPの作成における基礎データとなっている個別統計の改善に向けた取組等を行う」ととされている。
- 3 このため、総務省及び経済産業省は、既存のサービス産業動向調査及び特定サービス産業動態統計調査（経済産業省所管の一般統計調査）を統合し、サービス産業の事業活動の動態を明らかにするための新たな月次の統計調査として「サービス産業動態統計調査」を創設することを検討している。
- 4 当該調査により作成される「サービス産業動態統計」は、
 - ① 月例経済報告における経済動向把握や基調判断、サービス産業振興施策のための基礎資料
 - ② QE、第3次産業活動指数、消費動向指数等の基礎データ
 - ③ 民間企業や学術研究機関等における業界ごとの景気動向、市場規模等の分析など、幅広い利活用が見込まれる。
- 5 こうしたことから、サービス産業動態統計は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項第3号に規定する基幹統計の指定に係る3要件のうち、同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」、同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」に該当するものと考えられる。
- 6 以上の理由から、サービス産業動態統計を基幹統計に指定することとしたい。

【公印・契印（省略）】

総統経第125号

令和5年9月4日

総務大臣 殿

総務大臣

基幹統計調査の実施について（申請）

下記調査の実施について、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

サービス産業動態統計調査

主管部課	総務省 統計局 統計調査部 経済統計課
事務担当者	菅谷 久代 電話:03(5273)1165 e-mail: e-kikaku@soumu.go.jp

申請事項記載書

1 調査の名称

サービス産業動態統計調査

2 調査の目的

我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするサービス産業動態統計（統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のアからケまでに掲げる産業（主な中分類ごとに設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く。）に属する企業等及び事業所

なお、「企業」は、事業活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。また、「企業等」は、企業及び国・地方公共団体が運営する公営企業等をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業とみなす。

ア 大分類G－情報通信業

イ 大分類H－運輸業，郵便業

ウ 大分類K－不動産業，物品賃貸業

エ 大分類L－学術研究，専門・技術サービス業（「中分類71－学術・開発研究機関」及び「細分類7282－純粋特株会社」を除く。）

オ 大分類M－宿泊業，飲食サービス業

カ 大分類N－生活関連サービス業，娯楽業（「小分類792－家事サービス業」を除く。）

キ 大分類O－教育，学習支援業（「中分類81－学校教育」を除く。）

ク 大分類P－医療，福祉（「小分類841－保健所」、「小分類851－社会保険事業団体」及び「小分類852－福祉事務所」を除く。）

ケ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）（「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」を除く。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

<企業等> 約13,000企業等

<事業所> 約25,000事業所（母集団の大きさ：約260万事業所）

(2) 報告者の選定方法

経済センサス - 活動調査を母集団情報とし、新設の企業等の追加のため、事業所母集団データベースの年次フレームによる補完を行って、以下の企業等及び事業所を報告者として選定する。

<企業等> (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)

① 次の(ア)から(カ)までに掲げる産業に属する企業等をしつ皆調査とする。

(ア) 小分類371－固定電気通信業

(イ) 小分類372－移動電気通信業

(ウ) 小分類381－公共放送業（有線放送業を除く）

(エ) 中分類42－鉄道業

(オ) 中分類46－航空運輸業

(カ) 中分類49－郵便業（信書便事業を含む）

② 資本金・出資金・基金が1億円以上の会社企業であって①以外のものをしつ皆調査とする。

<事業所> (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)

③ 事業所（①又は②に該当する企業等の傘下事業所を除く。）について、産業、事業従事者規模別層化抽出により抽出する。（詳細は、別添1のとおり）

ただし、「中分類83－医療業」については、②の対象となる企業が少ないことから、他の層より売上高の分散が非常に大きい事業従事者500人以上を事業所としつ皆層とする。

(3) 報告義務者

企業等については調査対象企業等の管理責任者、事業所については調査対象事業所の管理責任者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票（別添2）を参照）

<企業等>

- ① 名称、所在地及び法人番号
- ② 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ③ 事業活動別売上（収入）金額
- ④ 従業者数

<事業所>

- ① 名称、所在地及び法人番号
- ② 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- ③ 売上（収入）金額
- ④ 事業所の主な事業活動の種類
- ⑤ 従業者数

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・ 名称、所在地及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・ 事業活動別売上（収入）金額及び売上（収入）金額のうち、調査開始月に調査する前月分は、リンク係数作成にのみ用いるものであり、集計は行わない。

（2）基準となる期日又は期間

毎月末現在

ただし、事業活動別売上（収入）金額及び売上（収入）金額は月初めから月末までの1か月間、従業者数については月末に最も近い営業日によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統

総務省—調査実施事業者—報告者

（2）調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム（政府統計オンラインサポートシステム：政府統計に関するオンライン回答サポート対象企業に向けたシステム） 電子メール）

調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・ 総務省から調査事務を受託した調査実施事業者が、報告者に対して郵送により、オンライン調査回答用のID・パスワードを配布する。
- ・ 報告者は、政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより回答する。
- ・ 上記オンライン調査によるもののほか、報告者は、調査実施事業者から郵送された調査票に記入し、郵送により回答することができる。

<調査実施事業者に委託する主な業務内容>

調査票の配布・収集、督促・疑義照会等

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

提出期限は、調査実施月の翌月15日

8 集計事項

別添3「集計事項一覧」のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(2) 公表の期日

速報：原則、調査実施月の翌々月下旬までに公表

確報：原則、調査実施月の5か月後の下旬までに公表

10 使用する統計基準等

使用する→ 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の表章は、日本標準産業分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・ 記入済み調査票：3年
- ・ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

該当なし

標本設計の基本的な考え方

層の区分の考え方

- 標本調査の対象の事業所については、企業等調査の企業傘下でない事業所から抽出する。
- 事業所の抽出においては、原則、産業別、事業従事者規模別に抽出する。
 - ※ 事業従事者数規模は、10人未満、10人～29人、30人～49人、50人～99人、100人～199人、200人～299人、300人～499人及び500人以上ごとに抽出
- 乗率が極端に大きな値となることや異常値による影響を防ぐ観点、廃業等による代替標本の必要性や標本層におけるローテーション実施に伴う予備標本を十分確保する観点から、抽出層ごとに、最低報告者数と最大報告者数及び標本割合を定める。
 - 十分な報告者数を確保できない場合は、しっ皆とする。
 - ※ 医療業については、資本金1億円以上の企業はほとんどないことから、他の層より売上（収入）金額の分散が非常に大きい事業従事者500人以上を事業所のしっ皆層とする。
- しっ皆層は、経済センサス - 活動調査による母集団名簿の更新まで原則固定し、標本層は原則2年間固定する。1月調査において標本を交替する。なお、統計の精度を担保する上で報告者数を確保することが必要な層（約5,000事業所）については、交替を行わず、継続的に調査の対象とする。

目標精度

- 以下のように目標精度を定める。

産業別の売上（収入）金額の標準誤差率5～10%を目標とし、産業別事業従事者規模別の報告者数を定める。（現状は、中分類5%、その他の分類で7%又は10%）

- ※ 規模別の配分は、事業従事者数10人未満、10人～29人、30人～49人、50人～99人、100人～199人、200人～299人、300人～499人及び500人以上において、ネイマン配分（抽出層別の母集団数×売上（収入）金額標準偏差に比例した報告者数の配分）による。

報告者数の計算

- 上記の目標精度を満足する報告者数を求め、抽出層（産業×事業従事者規模）ごとに、最大報告者数（割合）、最低報告者数を超えた場合は調整する。
- 最終的な報告者数は、分かりやすい設計にするため、概数とする。



●この統計調査は統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
 ●秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
 ●この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
 ●『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。



(住所・宛先)

20 年 月分とその前月分について記入してください

(名称・所在地)

調査票の内容について 照会する場合がありますので 記入をお願いします。

所属部署名

記入者氏名

電話番号 () - (内線:)

1. 貴社(団体等)の月間売上(収入)金額

1.(1) 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

1.(3) 欄は、できる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は、「2 税抜き」で記入してください。

選択した記入方法を○で開んでください。

1 税込み

2 税抜き

1.(2) 事業活動の内容

・今月以降実施しない事業活動については、事業活動名を二重線で消し、備考欄②に状況について記入してください。

1.(3) 売上(収入)金額

・金額は、千円未満を四捨五入し記入してください。

・一時的に売上(収入)金額がない場合は、売上(収入)金額を「0」とし、備考欄②にその状況について記入してください。

【備考欄①】

売上(収入)金額について、前年同月と比べ特記すべき変動・状況などがある場合は、具体的に記入してください。前年同月で比較できない場合は前月との比較を記入してください。

例：前年よりも連休の期間が長かったため、売上げが大幅に増加した。

	百億 億 百万 万				,000円
	前月	前月	前月	前月	
1					,000円
2					,000円
3					,000円
4					,000円
5 その他					,000円
企業全体(合計)	前月				,000円
	今月				,000円

【備考欄②】

・売上(収入)金額がない場合の状況又は「5その他」の事業活動の内容のほか、貴社(団体等)について大きな変化があった場合は、その状況を記入してください。

- 1 今月他社(団体等)との合併があった
- 2 今月分社化(法人の分割)があった
- 3 今月資本金の変更があった

2. 貴社(団体等)の月末の従業者数

(月末に最も近い営業日の状況を記入してください。)

※該当する従業者がない場合は空欄にせず「0」人をご記入ください。

(1)①貴社(団体等)に所属する従業者総数
 ・正社員やパート・アルバイト、有給役員などを含みます。

(1)②送出处

【①のうち他の企業などへ出向又は派遣している人】

(2)受入者
 (1)①のほか他の企業などから出向又は派遣され、貴社(団体等)で働いている人

	人	人	人
前月			
今月			

3. 法人番号

・指定されている法人番号(13桁)を記入してください。

・法人番号については、法人番号指定通知書又は国税庁法人番号公表ウェブサイトを確認できます。

・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

法人番号が指定されていない場合は右記の口に「レ」印を記入してください。

法人番号なし

(住所・宛先)

20 年 月分について記入してください

(名称・所在地)

調査票の内容について 照会する場合がありますので 記入をお願いします。

所属部署名

記入者氏名

電話番号 () - (内線:)

1. 貴社(団体等)の月間売上(収入)金額

1.(1) 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

1.(3) 欄は、できる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は、「2 税抜き」で記入してください。

選択した記入方法を○で囲んでください。

1 税込み

2 税抜き

1.(2) 事業活動の内容

・今月以降実施しない事業活動については、事業活動名を二重線で消し、備考欄②に状況について記入してください。

1.(3) 売上(収入)金額

・金額は、千円未満を四捨五入し記入してください。
 ・一時的に売上(収入)金額がない場合は、売上(収入)金額を「0」とし、備考欄②にその状況について記入してください。

【備考欄①】

売上(収入)金額について、前年同月と比べ特記すべき変動・状況などがある場合は、具体的に記入してください。前年同月と比較できない場合は前月との比較を記入してください。

例：前年よりも連休の期間が長かったため、売上げが大幅に増加した。

1	百億 億 百万 万 , , , .000円	
2	百億 億 百万 万 , , , .000円	
3	百億 億 百万 万 , , , .000円	
4	百億 億 百万 万 , , , .000円	
5 その他	百億 億 百万 万 , , , .000円	【備考欄②】 ・売上(収入)金額がない場合の状況又は「5その他」の事業活動の内容のほか、貴社(団体等)について大きな変化があった場合は、その状況を記入してください。

- 1 今月他社(団体等)との合併があった
- 2 今月分社化(法人の分割)があった
- 3 今月資本金の変更があった

企業全体(合計)

合計欄は空欄にせず企業全体の合計金額をご記入ください。

百億 億 百万 万
 , , , .000円

2. 貴社(団体等)の月末の従業者数

(月末に最も近い営業日の状況を記入してください。)

※該当する従業者がいない場合は空欄にせず「0」人とご記入ください。

(1) ①貴社(団体等)に所属する従業者総数
 ・正社員やパート・アルバイト、有給役員などを含みます。

(1) ②送出处
 【①のうち他の企業などへ出向又は派遣している人】

(2) 受入者
 (1) ①のほか他に他の企業などから出向又は派遣され、貴社(団体等)で働いている人

人 人 人

3. 法人番号

・指定されている法人番号(13桁)を記入してください。
 ・法人番号については、法人番号指定通知書又は国税庁法人番号公表サイトで確認できます。
 ・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

法人番号なし

法人番号が指定されていない場合は右記の口に「レ」印を記入してください。

法人番号なし



(住所・宛先)

20 年 月分について記入してください

(名称・所在地)

調査票の内容について 照会する場合がありますので 記入をお願いします。

所属部署名
記入者氏名
電話番号 () - (内線:)

1. 貴事業所全体の月間売上(収入)金額

1.(1) 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

1.(2) 欄は、できる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は、「2 税抜き」で記入してください。
選択した記入方法を○で囲んでください。

1 税込み

2 税抜き

1.(2) 売上(収入)金額

・金額は、千円未満を四捨五入し記入してください。
・一時的に売上(収入)金額がない場合は、売上(収入)金額を「0」とし、備考欄②にその状況について記入してください。

【備考欄 ①】

売上(収入)金額について、前年同月と比べ特記すべき変動・状況などがある場合は、具体的に記入してください。前年同月と比較できない場合は前月との比較を記入してください。

例：前年よりも連休の期間が長かったため、売上げが大幅に増加した。

百億	億	百万	万	,000円

「1.(2) 売上(収入)金額」について

- ・貴事業所の全ての月間売上(収入)金額を記入してください。
- ・売上(収入)金額とは、貴事業所においてサービス等を提供した対価として得られたもので、仕入高や給与などの経費を差し引く前の金額をいいます。

2. 貴事業所の月末の従業者数

(月末に最も近い営業日の状況を記入してください。)
※該当する従業者がない場合は空欄にせず「0」人とご記入ください。

(1) ① 貴事業所に所属する従業者総数
・正社員やパート・アルバイト、有給役員などを含まれます。

(1) ② 送出处
〔①のうち他の企業などへ出向又は派遣している人〕

(2) 受入者
〔(1) ①のほか、他の企業などから出向又は派遣され、貴事業所で働いている人〕

人	人	人

3. 法人番号

・指定されている法人番号(13桁)を記入してください。
・法人番号については、法人番号指定通知書又は国税庁法人番号公表ウェブサイトを確認できます。
・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

法人番号が指定されていない場合は
右記の口に「レ」印を記入してください。

法人番号なし

【備考欄②】貴事業所について大きな変化があった場合は、その状況を記入してください。

- 1 今月他社(団体等)との合併があった
- 2 今月分社化(法人の分割)があった
- 3 今月資本金の変更があった

サービス産業動態統計調査 集計事項一覧

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項		集計事項	
	事業所・企業等	全国	事業活動の産業	事業所・企業等の産業	売上（収入）金額	従業者数
第1表	○	○	中		○	
				中	○	○

サービス産業動態統計調査の必要性

1 調査の目的・必要性

令和5年3月28日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第IV期基本計画）においては、「事業活動が多岐にわたり、その変化も激しいサービス産業の実情を踏まえ、その動向を継続的かつ適切に把握するための調査手法を確立するとの観点に立って、サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備に向けた検討」が求められたところ、同計画に従い、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにする基幹統計として「サービス産業動態統計」を創設するとともに、同統計を作成するための基幹統計調査として「サービス産業動態統計調査」を令和7年1月から実施することを予定している。

一国経済に占めるサービス分野の重要度が増す中、サービス産業の月次の動態を明らかにする唯一の基幹統計調査であるサービス産業動態統計調査は、我が国の経済状況を的確に把握する上で極めて重要であり、基幹統計調査として継続的に実施することが必要である。

【政府内において想定される主な利活用】

〔区分〕

■重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料

■基幹統計など重要な統計作成への利用

□国際機関への提供など国際比較上の利用

■その他

〔具体的な利活用〕

- ① 月例経済報告における経済動向把握・基調判断のための基礎資料、サービス産業振興施策のための基礎資料
- ② 四半期別GDP速報、第3次産業活動指数、消費動向指数等の基礎データ
- ③ 民間企業や学術研究機関等における業界ごとの景気動向、市場規模等の分析

2 他の統計調査との重複

本調査と重複する月次の統計調査は存在しない。なお、サービス業の動向を月次で把握する統計調査としては、サービス産業動向調査と特定サービス産業動態統計調査（いずれも一般統計調査）があるが、第IV期基本計画においてサービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備に併せて「関連統計調査の関係整理」をすることとされたことを踏まえ、両調査を統合して本調査を創設することとしたものであり、本調査の開始に合わせて両調査については中止することから、調査が重複するものではない。

3 行政記録情報等の利活用

本調査で把握する調査事項を代替する利活用可能な行政記録情報等は確認できない。

4 事業所母集団データベースを利用した重複是正等

標本調査の対象の事業所に対する重複是正の実施については、標本の交替を行う調査年の前年10月頃までに行い、重複是正の履行状況の報告については、調査年の2月末までに行う。また、調査結果名簿の履歴登録については毎年9月末までに行う。